

令和5年6月15日

「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本計画に関する意見」

厚生労働省医政局総務課  
御中

郵便番号：〒102-0071

住所：東京都千代田区富士見 2-4-6 宝 5 号館 2F

団体名：公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
消費者提言委員会

電話番号：03-6450-5411

電子メールアドレス：[nacs-jimukyoku@nacs.or.jp](mailto:nacs-jimukyoku@nacs.or.jp)

## 記

### 1 該当箇所：全体

意見：この度の「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」（以下「本方針」）は、国、都道府県、市町村を中心とする関係者の望ましい取組みの方向性を提示され、遠隔医療の導入のための環境の整備を進め、オンライン診療その他の遠隔医療の安全性、必要性、有効性、プライバシーの保護等の個別の医療の質を確保するという観点に加え、対面診療と一体的に地域の医療提供体制を確保する視点も含まれている点は評価いたします。

### 2 該当箇所：全体

意見：オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本指針として、電子カルテなどの医療データの扱いについての説明が不足している点が気がりである。既に政府は、「電子カルテなどの医療データについて、個人が特定できないよう加工すれば、本人の同意なしに第三者が公益目的に使えるようにする。医療分野の技術革新を後押しとして、製薬会社や研究機関が創薬や感染症対策に活用可能にする。2024年以降に新たな特別法の法案を国会に提出する」と報じている。個人情報保護法では治験に携わらない外部の研究者が医療データを使う際は本人の同意が必要である。私共が実施した消費者アンケート調査「オンライン診療の現状と課題」でも、オンライン診療を積極的に利用したくない理由に「個人情報のセキュリティに不安」の指摘が多い。オンライン診療や遠隔医療の推進に向けた本方針として、このあた

りの丁寧な説明が必要と考える。

### 3 該当箇所：全体

意見：多くの患者は医師から「あなたの症状はオンライン診療が可能だから試してみませんか」といわれない限り、利用することは出来ないと認識しているのではないかと考える。患者自身からオンライン診療を希望することはハードルが大変高いと感じている。まずは健康診断の結果をオンラインで説明していただくなど比較的实施しやすい所から進めていくと、その後の利用につながるのではないかと考える。

### 4 該当箇所：5 頁

#### I 策定の経緯等

##### 3 本方針が扱う範囲

意見：対象範囲以外の具体例以外の医師によらない健康相談は扱う範囲ということでしょうか？また、処方薬を伴う、オンライン健康相談例えばオンライン美肌治療サービス、ダイエット治療やオンライン処方などは扱う範囲となります？もう少し詳細に扱う範囲を説明していただくと基本方針に沿った事業を行っているかどうか分かり利用者の不安の軽減になると考える。

### 5 該当箇所：7 頁

#### II オンライン診療等(医師と患者間での遠隔医療)

##### 2 様々な形態

意見：私共のアンケート調査ではオンライン診療を受診したい場所として自宅以外の多い順に、旅行先、次に移動診療車、公共施設・公民館など、職場、介護施設であった。患者はいつでもどこでも医療機関とつながることが出来る安心感を求めているためと思われる。現在、自宅以外でのオンライン診療の受診には条件が限られているが、今後、様々な形態のオンライン診療が広がれば、旅行先、移動診療車、公共施設、職場、介護施設で利用することができ、看護師など補助する人がいることで、血圧・心拍などのデータをもとに医師とつながることができるかと考える。

### 6 該当箇所（9 頁～10 頁）

#### II オンライン診療等(医師と患者間での遠隔医療)

##### 3 利用実態・4 現状の課題

意見：貴省調査結果「診療時間を自分の都合に合わせられた」「待ち時間が減った」「リラックスして受診でき、話しやすかった」と7割が回答。他方、対面に比べて「十分な診察が受けられない」「十分なコミュニケーションが取れない」と8割が回答。

似たような結果は、私共が実施した消費者アンケート調査「オンライン診療の現状と

課題」でも、「オンライン診療に条件付きで賛成」が多数で、「個人情報の確保」「希望する同一医師による診察」「かかりつけ医療機関との情報共有」が、その条件として挙げています。長年、患者として慣れ親しんだ「治療=手当て」からの切り替えは時間を要するし、患者教育の必要性も痛感している。

現状の課題をクリアーしていく道程は本方針に示されている職員のリテラシー向上、患者側の理解など難題が多いが、避けて通れないことばかりである。

#### (4) デジタルデバイスに明るくない高齢者の医療の確保

これについては、本方針にも示されているように、高齢者に IT 面でのサポートが必要である。公民館や役場の駐車場にオンライン診療機器搭載車で、高齢者が看護師や医療関係者のサポートを受けながらオンライン診察を利用。また、寝たきり状態の高齢者には往診するシステム導入の地域もあるようで、今後、活用は多岐の広がりを見込みたい。

### 7 該当箇所：12頁

## II オンライン診療等(医師と患者間での遠隔医療)

### 5 課題の解決の方向性や留意事項

#### (2) 関係者の取組みの方向性

意見：国の取組み、都道府県及び市町村の取組み、医療機関の取組みに加えてオンラインシステム提供業者の取組みも必要ではないでしょうか？P9(2) オンライン診療等に用いるシステムの導入・運用について現状の課題が述べられている。これら課題を解決するためにもオンラインシステム事業者の取組みの方向性を示される方が良いのではないのでしょうか。オンライン診療指針に沿ったシステムの開発および推進をおこなっているオンライン診療システム事業者にとって、このような基本方針で役割を明記することは今後のオンライン診療の推進に寄与すると考える。

上記に加え、オンラインシステムに薬局が加わることも必要ではないでしょうか。オンライン診療において、対面の場合と同様に医師の診断と薬の処方が行われることも多いと考えられ、薬の処方と受け取りに関してもオンラインでなされることが一般的になることが予想される。

私共のアンケート調査では、医師から薬局へ処方箋を送信し、都合のよい時間と場所に取りに行くか自宅へ配送してもらうシステムを、「利用したい・利用している」との回答を合わせると75%となった。また、利用上の不便なこととして、「チェーン店以外ではサービスが利用できない」が6割近くあった。

医療機関と薬局との連携システムが構築される取り組みが必要と考える。

8 該当箇所：13頁

Ⅱ オンライン診療等(医師と患者間での遠隔医療)

5 課題の解決の方向性や留意事項

(2)関係者の取組みの方向性

【都道府県及び市町村の取組み】

意見：地域でオンライン診療を実施している医療機関について住民が把握しやすいように工夫」とある。私共のアンケート調査では利用経験のある人のほとんどが今後は利用機会が増えると回答している。一方、コロナ対応でオンライン診療を臨時で行っている医療機関への今後の継続に対する不安の声もあがっていた。

是非、このような取組みの早期実施を希望する。

9 該当箇所：13頁

Ⅱ オンライン診療等(医師と患者間での遠隔医療)

5 課題の解決の方向性や留意事項

(2)関係者の取組みの方向性

【医療期間の取組み】

意見：医療機関は少子高齢化社会の現状に向けて、地元の利用者中心の診療に留まらず、多くの国民が多様な手段で医療を受けられるように、医療DXに対応できるシステム人材を活用し、医師会をはじめとする医療機関が積極的にオンライン診療に取り組んでいただきたい。

以上